

答 申 第 3 8 号
平成17年10月28日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例の改正について（答申）

青森県情報公開条例第18条第1項の規定により平成17年9月29日付け青総第513号で諮問されたこのことについて、別紙のとおり答申します。

別 紙

指定管理者制度の導入に伴い条例改正する必要があると考えられる事項について

答 申

平成17年10月28日
青森県情報公開審査会

答申に当たって

本審査会は、平成17年9月29日に青森県知事から青森県情報公開条例の改正について諮問を受けたところである。

諮問事項は、青森県が平成18年4月1日から、県の公の施設について地方自治法に基づく指定管理者制度の導入を予定していることに伴い、指定管理者に情報公開の努力義務を課し、県にその推進のための必要な措置を講ずる責務を課すこと等である。

これを受け、当審査会は、指定管理者制度の目的や指定管理者となる民間事業者等の性格にも配慮しながらも、指定管理者による公の施設の管理がこれを利用する住民との関係に広範な影響を与えるものであることを踏まえ、県が設置する公の施設の管理状況等を説明する責務が果たされるよう、指定管理者の情報公開の在り方については、青森県情報公開条例に根拠規定を定め、情報公開を推進し、適正な運用を図ることが必要であるという基本的な考え方のもと、慎重に審議を行ったところである。

本審査会は、知事においては、県の公の施設への指定管理者制度導入後も、その情報公開を推進し、情報公開制度が充実したものとなるよう、この答申の趣旨を踏まえた条例の改正案を議会に上程することを希望するものである。

目 次

1 指定管理者に情報公開の努力義務を課し、県にその推進のための必要な措置を講じる責務を課すことについて	1
2 県に県出資法人の情報公開の推進のための必要な措置を講じる責務を課すことについて	2

参 考

1 審査会の処理経過の概要	3
2 青森県情報公開審査会委員名簿	4
3 青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）	5

1 指定管理者に情報公開の努力義務を課し、県にその推進のための必要な措置を講じる責務を課すことについて

県の公の施設を管理する指定管理者に対し、青森県情報公開条例の趣旨に即して当該公の施設の管理に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努力義務を課すとともに、県に対し、指定管理者の情報の公開を推進するための必要な措置を講ずる責務を課すべきである。

【説明】

1 指定管理者は、公の施設の管理を県に代わって行うものであるが、この管理には使用許可をも含むとされており、指定管理者制度の導入は、当該公の施設を利用する住民との関係に広範な影響を与えるものである。

したがって、県が設置する公の施設の管理状況等を県民に説明する責務を果たすためにも、公の施設の管理を通じて指定管理者が作成し、取得することとなった情報については、県と同様適切な措置を講ずることが求められる。指定管理者の情報公開の在り方については、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）に根拠規定を設け、情報公開を推進し、適正な運用を図ることが必要である。

他方、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的に創設されたものであって、指定管理者となる主体には、民間事業者等さまざまな性格のものがあり得るところである。また、条例上、県の機関に準ずる公共性、公益性が認められる県出資法人については、情報公開の努力義務を課しているに過ぎない。

以上からすると、条例において、指定管理者を県の実施機関と同列に扱うことは適当ではない。

条例上、県出資法人との均衡を考えると、指定管理者に対しては情報公開の実施について努力義務を課すべきである。さらに、これを実質的に担保する意味で、県に対し指定管理者に対する指導助言等の措置を講ずる責務を課すべきである。これらにより、指定管理者における適正な情報公開を実現することは可能と考える。

2 よって、県の公の施設を管理する指定管理者に対しては、県出資法人と同様に、条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関して保有する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努力義務を課すこととし、これを実質的に担保するものとして、県に指定管理者に対する指導助言等の措置を講ずる責務を課し、指定管理者の情報公開の推進を図ることとするのが相当である。

2 県に県出資法人の情報公開の推進のための必要な措置を講じる責務を課すことについて

県に対し、県出資法人の情報公開を推進するための必要な措置を講ずる責務を課すべきである。

【説明】

条例第33条では、県が出資する法人のうち実施機関が定める法人について情報公開の努力義務を課しており、この実施機関が定める法人として、現在、知事が14法人を、教育委員会が1法人を、警察本部長が1法人をそれぞれ指定しているところである。

これまでの運用状況をみると、各指定法人においては、条例の趣旨にのっとり情報公開制度が設けられ、円滑に運用されていることが認められる。

また、県では、当該出資法人に対し、これまでモデル要綱を示すなどして県と同様の情報公開制度が構築されるよう指導、助言していることが認められるが、条例改正に伴う制度変更等の情報を提供するなど、引き続き、当該出資法人における情報公開制度が適切に維持、運用されるよう必要な指導、助言を行うことが求められているものである。

このため、指定管理者の場合と同様に、県に県出資法人に対する指導助言等の措置を講ずる責務を課し、県出資法人の情報公開の一層の推進を図るべきである。

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 9月29日 (第111回審査会)	<p>知事から青森県情報公開条例の改正について諮問を受けた。 諮問事項の審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者に情報公開の努力義務を課し、県にその推進のための必要な措置を講じる責務を課すことについて ・ 県に県出資法人の情報公開の推進のための必要な措置を講じる責務を課すことについて
平成17年10月27日 (第112回審査会)	<p>諮問事項の審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者に情報公開の努力義務を課し、県にその推進のための必要な措置を講じる責務を課すことについて ・ 県に県出資法人の情報公開の推進のための必要な措置を講じる責務を課すことについて <p>答申案の検討を行った。</p>
平成17年10月28日	知事に対して答申した。

参考2

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名 等	備 考
あ ん ど う き よ み 安 藤 清 美	青森大学社会学部助教授	
い し お か り ゅ う じ 石 岡 隆 司	弁護士	会長
こ ん や ひ ろ あ き 紺 屋 博 昭	弘前大学人文学部助教授	
ひ ら い た か し 平 井 卓	青森大学経営学部教授	会長職務代理者
み か み く み こ 三 上 久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット青森 理事長	

参考 3

青森県情報公開条例

(平成11年12月青森県条例第55号)
改正(平成13年3月青森県条例第14号)
改正(平成14年7月青森県条例第61号)
改正(平成15年3月青森県条例第16号)
改正(平成16年3月青森県条例第13号)
改正(平成17年3月青森県条例第20号)

目次

- 第1章 総則(第1条 第4条)
- 第2章 行政文書の開示等
 - 第1節 行政文書の開示(第5条 第17条)
 - 第2節 青森県情報公開審査会(第18条 第27条)
 - 第3節 雑則(第28条 第31条)
- 第3章 雑則(第32条 第35条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び警察本部長をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ロ 県立図書館その他の県の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなけ

なければならない。この場合において、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求する者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、当該行政文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示等

第1節 行政文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

第6条 前条の規定による行政文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報
- (2) 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により公にすることができない情報
- (3) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名(警察職員(警

察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第3号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号又は第2号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定、通知等）

第11条 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった際、直ちに、開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示する場合にあっては、口頭で告知すれば足りる。

- 2 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る行政文書の一部を開示する旨の決定をした場合又は前項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をした場合において、当該行政文書の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲をこれらの規定による通知（以下「決定通知」という。）に係る書面に記載しなければならない。
- 4 決定通知は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 6 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に決定通知をし、残りの行政文書については相当の期間内に決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第4項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの行政文書に係る決定通知をする期限
- 7 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行政文書を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。
 - (1) 第4項に規定する期間内に決定通知がない場合（当該期間内に第5項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。） 開示請求に係る行政文書
 - (2) 第4項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された決定通知の期限までに決定通知がないとき。 開示請求に係る行政文書
 - (3) 第4項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合
 - イ 前項前段に規定する開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき決定通知をすべき期間内に当該決定通知がないときにあつては、開示請求に係る行政文書

□ 前項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの行政文書に係る決定通知がないときあつては、当該残りの行政文書

(事案の移送)

第12条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条及び第17条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第3号口、同条第4号ただし書又は同条第8号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第17条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第14条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、開示請求に係る行政文書を直接閲覧又は視聴に供することにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る行政文書の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該行政文書に代えて、当該行政文書を複製した物を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより、行うことができる。

2 行政文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては、これらの写し又はこれらを複製した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。

3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

(費用負担)

第15条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

2 開示請求をして電磁的記録の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

(法令又は他の条例による開示の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第14条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第14条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(不服申立てがあった場合の手続)

第17条 実施機関は、開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、青森県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第4項第2号において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

3 諮問実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

4 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第2節 青森県情報公開審査会

(設置及び組織)

第18条 前条第1項の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議を行わせるほか、知事の諮問に応じて情報公開制度の運営に関する重要事項を調査審議させるため、青森県情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第19条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査権限)

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第21条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めるものとする。

- 2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた不服申立人又は参加人は、あらかじめ審査会が定めた人数の範囲内において、補佐人とともに出頭することができる。
- 3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第20条第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料等の写しの送付)

第23条 審査会は、第20条第3項若しくは第4項又は第21条第3項の規定により不服申立人等から資料又は意見書の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合を除き、不服申立人等(当該資料又は意見書を提出した者を除く。)に対し、当該資料又は意見書の写しを送付しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第24条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めるときは、公開することができる。

(答申書の送付等)

第25条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第26条 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会長への委任)

第27条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第3節 雑則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第28条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ確実に開示請求をすることができるよう、行政文書の目録を一般の閲覧に供すること等により、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政文書の管理)

第29条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の管理に関する定めを設け、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定め、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示状況の公表)

第30条 知事は、毎年度、この条例による行政文書の開示の状況を公表しなければならない。

(適用除外)

第31条 次に掲げる行政文書については、この章の規定は、適用しない。

- (1) 県立図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている行政文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているもの
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類及び押収物
- (3) 漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項に規定する免許漁業原簿

第3章 雑則

(情報公開の総合的推進)

第32条 県は、この条例の目的にかんがみ、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報活動、県が出資する法人等の事業、委託事業及び補助金等の交付に係る事業の実施状況に関する資料の収集及び整備その他の行政資料の提供等の情報提供施策の充実を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(県が出資する法人の情報公開)

第33条 県が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施行事項)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第35条 第26条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(議会の行政文書に係る適用区分)

2 行政文書のうち、議会の職員が作成し、又は取得したもの（以下「議会の行政文書」という。）に係る第2章の規定は、次に掲げる議会の行政文書について適用する。

- (1) 平成11年4月30日以後に議会の職員が作成し、又は取得した議会の行政文書

(2) 平成11年4月30日前に議会の職員が作成し、又は取得した議会の行政文書のうち、永久に保存することと定められているものであって、目録等当該議会の行政文書の検索に必要な資料が整備されているもの

(青森県情報公開条例の廃止)

3 青森県情報公開条例(平成7年10月青森県条例第44号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現になされている前項の規定による廃止前の青森県情報公開条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定による公文書の開示の請求及び旧条例第13条第1項に規定する不服申立ては、それぞれ第5条の規定によってなされた行政文書の開示の請求及び第17条第1項に規定する不服申立てとみなす。

5 前項に規定するもののほか、この条例の施行の日前にした旧条例の規定による処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

6 この条例の施行の際現になされている旧条例第14条第1項の規定による公文書の開示の申出及び同条第3項(旧条例附則第4項において準用する場合を含む。)の規定による苦情の申出並びに旧条例附則第3項の規定による公文書の開示の申出の処理については、なお従前の例による。

7 旧条例第16条第1項に規定する青森県公文書開示審査会及びその委員は、第18条第1項に規定する青森県情報公開審査会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

8 次に掲げる条例の規定中「公文書開示審査会委員」を「情報公開審査会委員」に改める。

(1) 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年9月青森県条例第39号)第1条第17号の2及び別表第2

(2) 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年9月青森県条例第43号)第1条第17号の2及び別表第3

附 則(平成13年3月青森県条例第14号)

1 この条例は、平成14年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

2 改正後の青森県情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2号に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)のうち、公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得したものに係る改正後の条例第2章の規定は、平成13年4月1日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書について適用し、同日前に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書については、なお従前の例による。

附 則(平成14年7月青森県条例第61号)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

2 改正後の青森県情報公開条例第7条及び第13条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされた開示請求(改正後の青森県情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

3～4 略

附 則(平成15年3月青森県条例第16号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月青森県条例第13号)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 略

附 則(平成17年3月青森県条例第20号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。